

独立行政法人改革等に関する分科会の開催について

〔平成25年9月20日
行政改革推進会議決定〕

1. 趣旨

行政改革推進会議の主要課題である独立行政法人改革等について集中的な議論を行うため、行政改革推進会議の下に、独立行政法人改革等に関する分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 分科会は、別紙に掲げる者により構成することとする。
- (2) 分科会長代理は、分科会の構成員のうちから分科会長が指名する。
- (3) 分科会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 分科会は、必要に応じ、分科会の構成員のうちから分科会長が指名した者により構成されるワーキンググループを開催することができる。

3. 公表等

- (1) 分科会は、原則として、非公開とする。
- (2) 分科会において配布された資料は、原則として、会議終了後に公表する。
- (3) 分科会の議事概要は、原則として、会議終了後に公表する。
- (4) 分科会長は、上記にかかわらず、分科会において配布された資料及び分科会の議事概要の公表が中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合、これを非公表とすることができる。

4. 分科会の庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

5. 以上に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。